

# 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会

## 第1回議事録

厚生労働省社会・援護局自殺対策推進室

新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会（第1回）  
議事次第

日 時：平成28年12月5日（月）16:00～17:58

場 所：航空会館7階702+703会議室

開 会

議 題

1. 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会の運営
2. 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況

閉 会

○厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当） 定刻となりましたので、ただいまから第1回「新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会」を開催いたします。

この検討会は、本年9月27日に開催されました、自殺総合対策会議での決定に基づきまして、政府が推進すべき自殺対策の指針である自殺総合対策大綱について、新たな案の作成に資するよう開催するもので、厚生労働大臣によって決定されたものでございます。

初めに、厚生労働省の定塚社会・援護局長から御挨拶を申し上げます。

○厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省社会・援護局長の定塚でございます。

第1回「新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会」の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

参加者の方々におかれましては、御多用中にもかかわらず、お集まりいただいたことに心からお礼を申し上げたいと存じます。

我が国の自殺者数でございますが、御承知のとおり、平成10年以来14年間連続して3万人を超えるという状況が続いておりましたところ、近年は減少傾向にあり、昨年は18年ぶりに2万5,000人を下回ったという状況となっております。この背景には、地域における関係者の皆様の取り組み、また、本日もお越しいただきました関係府省や関係者の皆様方が現行の自殺総合対策大綱のもとで御尽力いただいたということがあるのではないかと考えております。

しかしながら、2万5,000人を下回ったといっても、依然として深刻な状況であるということには変わりはありません。このため、さきの通常国会におきましては、自殺対策基本法が改正されまして、自殺対策のさらなる充実を図ることとされたわけでございます。この改正法に基づきまして、現在の大綱を見直し、自殺対策を総合的にさらに進めていく必要があるというところでございます。

本年9月には、閣僚会議である自殺総合対策会議を開催させていただきました。この会議の中では、大綱の見直しに向けて本会議で現大綱のフォローアップを行い、その上で新しい大綱をしっかりと策定してくださいということが決められたところでございます。

本日は、自殺対策の現場で活躍いただいている各方面の方々にお集まりいただいております。皆様におかれまして、ふだんの御見識を踏まえ、どのような施策が今後さらに必要なのか、どのような改善や工夫が必要かということをしかりと御議論いただきまして、私ども政府としては新たな大綱の策定に生かしていきたいと考えております。

特に自殺対策につきましては、本年度から厚生労働省に移管をされております。私ども厚生労働省としても、本日御参加いただいている各省庁と手を携えながら、しっかりと先生方の御意見を受けとめて、新しい、効果のある大綱を策定していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当） それでは、この検討会の座長として、自殺総合対策推進センターの本橋豊センター長が大臣から指名されております。ここから本橋座長に進行を引き継ぎたいと思います。

本橋座長、よろしくお願いいたします。

なお、冒頭のカメラ撮りはここまででお願いいたします。

(カメラ退室)

○本橋座長 それでは、カメラが出たようでございますので、検討会の座長を仰せつかった本橋と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は、まず、新たな自殺総合対策の在り方に関する検討会の進め方や運営について、事務局から説明を受けた後、自殺総合対策大綱に基づく施策の進捗状況について、各府省からヒアリングを行います。

それでは、検討会の進め方や運営につきまして、事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当） それでは、私から検討会の進め方と運営につきまして、御説明申し上げます。

まず、資料2-1、2-2を御覧いただけますでしょうか。資料2-1で新しい大綱策定までのスケジュールをお示ししております。こちらは9月の自殺対策総合会議における資料でございます。9月27日に関係閣僚の会議である自殺対策総合会議が行われまして、その中で、お手元の資料1の「自殺総合対策大綱の見直しについて」が決定されました。平成24年8月28日に閣議決定された現大綱はおおむね5年を目途に見直すこととされていることから、平成28年から見直しに向けて検討に着手すること、平成29年夏頃を目途に新たな自殺総合対策大綱の案の作成を行うこと、それに際しまして、有識者から意見を幅広くお聴きするということが決定されております。

このような中で、資料2-1にございますように、スケジュールとしては、今日の第1回検討会を始めとしまして、年度内におおむね5回程度開催させていただきまして、できれば年度内を目途に取りまとめをしていただければと考えております。その後、パブリックコメントを春先、4月から5月頃に行いまして、夏頃を目途に次の閣僚会議に案を諮りまして、新しい大綱の閣議決定という形で進めていきたいと考えております。

この検討会の進め方でございますけれども、資料2-2を御覧いただけますでしょうか。本日12月5日第1回では、今後の進め方とこれまでの施策の実施状況のフォローアップを行いたいと思います。

第2回におきましては、フォローアップを踏まえた論点案を提示させていただきまして、御検討いただければと思います。

第3回も同じく論点案の検討をしていただければと考えております。なお、この際に必要に応じて関係団体からの意見聴取・ヒアリング等もあろうかと思っております。

次に、第4回では、まとめれば骨子案、第5回で報告書案を御議論いただければと考えております。

検討会の具体的な運営方法ですが、資料3-3を御覧いただけますでしょうか。こちらにこの検討会の運営要領の案がございます。この検討会におきましては、座長が招集し、

議事を整理する。そして、

この会議、資料及び議事録は公開とする。

ただし、座長は、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。

その他検討会の運営に必要な事項については、座長が定めるというもので、運営をしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○本橋座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対して、何か御質問があればお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

特にないようでございますので、それでは、案のとおり検討を進めるとともに、会議の資料や議事録を公開したいと思いますので、この点、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○本橋座長 それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。

次に、自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況につきまして、各府省から説明をお願いしたいと思います。

自殺総合対策大綱では、第3、自殺を予防するための当面の重点施策において、具体的な施策が列挙されております。各府省にはこれに沿って実施状況を確認してもらい、資料5のとおり取りまとめました。

説明につきましては、各省庁は「1 自殺の実態を明らかにする取組」から「9 民間団体との連携を強化する取組」「自殺対策の数値目標」まで通してお願いいたしたいと思います。

時間が限られておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当） それでは、まず、厚生労働省からこの大綱に基づく施策の実施状況を御説明したいと思います。

資料5を御覧いただけますでしょうか。大綱の項目ごとにそれぞれの担当省庁が平成24年8月末以降の取組状況を整理いたしております。

まず「1 自殺の実態を明らかにする取組」でございますが、「(1) 実態解明のための調査の実施」でございます。厚生労働省で行っているものでございますが、まず、平成25年、26年に、自殺多発地域（ハイリスク地）支援の在り方に関する調査、自殺報道の影響と取組に関する調査研究、自死遺族が直面する心理的瑕疵物件をめぐる空き室損害問題に関する判例等調査を移管前の内閣府時代に行っております。

また、厚生労働科学研究の中で、自殺の要因分析や支援方策、もしくは学際的・国際的なアプローチによる新たな政策展開などの研究を実施してまいりました。

「(2) 情報提供等の充実」におきましては、地域における自殺対策取組事例集を毎年

作成いたしまして、公表してまいりました。

また、自殺総合対策推進センターのホームページなどにおきまして、今後のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供など、必要な情報発信をしております。

「（３）自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進」におきましては、自殺総合対策推進センターに自殺未遂者・遺族支援等推進室を設けまして、必要な調査・研究を実施。厚生労働科学研究におきましても、自殺の要因分析、支援方法に関する研究を実施してまいりました。

次に、２ページでございますが、「（５）うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発」でございます。こちらの方も、厚生労働科学研究で、病態解明及び診断、治療技術の開発の研究を進めてきております。

次に「（６）既存資料の利活用の推進」でございます。こちらの方は内閣府時代から、まず１つには、毎月、都道府県別及び市区町村別の自殺統計データについて警察庁から提供を受けて、地域における自殺の基礎資料を作成・公表してきております。また、東日本大震災に関連する自殺者のデータも同様に公表いたしております。また、年１回、警察庁からのデータを基にしまして、その年々の自殺者の状況を警察庁と共同で公表いたしております。

次の３ページでございますが、同じく「（６）既存資料の利活用の推進」の中では、自殺総合推進センターで、自殺実態・統計分析室がございますので、そちらで必要なエビデンスの提供、データ分析等を実施いたしております。

次に「２ 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組」です。

「（１）自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施」でございますが、こちら内閣府時代から予防週間と強化月間、それぞれ啓発事業実施の呼びかけ、また、新聞やインターネットなど、様々な媒体での啓発活動を展開しております。

また、強化月間の中では、平成25年３月ですけれども、ゲートキーパー養成のためのDVDも作成いたしまして、ホームページ上に掲載いたしております。

次に５ページでございますけれども、「（３）うつ病についての普及啓発の推進」でございます。これについては、厚生労働省におけますウェブサイト「みんなのメンタルヘルス総合サイト」「こころもメンテしよう」において精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報、若者向けに心の不調への対処法等を紹介いたしております。

次に、「（４）自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及」については、自殺予防週間もしくは自殺対策強化月間におきまして、インターネット等を活用した啓発活動の展開、また、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人からの相談を24時間365日無料で実施するというので、よりそいホットラインなどへの補助事業を行っております。

次に、「３ 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組」です。

「（１）かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上」については、精神科を専門としない医師に対しましては、研修を行いまして、対応力向上を図って

おります。

続いて、6ページでございます。「(3) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上」については、自殺総合対策推進センターにおいて、都道府県や市町村の担当者を対象にした研修を実施いたしております。

「(4) 介護支援専門員等に対する研修の実施」については、介護支援専門員に対して、心の健康づくりや自殺予防に関する知識の普及を図るために、研修事業を実施いたしております。

同じく「(5) 民生委員・児童委員等への研修の実施」でございますが、こちらの方地域における心の健康づくりや自殺予防につながるように、民生委員や児童委員を対象に、各都道府県、政令指定都市、中核市等が研修を展開いたしております。

「(6) 連携調整を担う人材の養成の充実」については、内閣府時代からですが、関係機関の団体などに集まっていただきまして、自殺対策連携のコーディネート研修もしくは官民連携の協同ブロック会議などを毎年展開いたしまして、連携調整を行う人材の養成を図ってきております。

次に、7ページでございます。「(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上」については、厚生労働省では、ハローワークなどの職員研修におきまして、メンタルヘルスに関する講習などを実施してきております。

「(9) 研修資材の開発等」では、自殺総合対策推進センターにおける各種研修におけるコンテンツの企画・開発などを展開してきております。

「(10) 自殺対策従事者への心のケアの推進」については、自殺総合対策推進センターの各種研修において、自殺対策従事者の心のケアを推進する事項も盛り込んでおります。

「(11) 様々な分野でのゲートキーパーの養成の促進」については、自殺予防週間もしくは自殺対策強化月間の中で、ゲートキーパーとしての役割が期待される団体等に対して、協力の呼びかけを実施しております。

また、先ほど申し上げました、ゲートキーパー養成研修のためのDVDを作成して、ウェブサイトなどに展開いたしております。

続きまして、8ページでございます。「4 心の健康づくりを進める取組」です。

まず「(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進」については、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の運営や、各種情報発信もしくは電話相談を実施いたしております。

また、過労死対策の関係では「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を作成いたしまして、これに基づく対策を推進いたしております。

次に、「(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備」です。これについては、地域における心の健康づくりということで、自殺総合対策推進センターにおきまして、地方自治体や精神保健福祉センター職員を対象とした研修を実施しまして、関係機関相互間における連携体制を推進いたしております。

続きまして、少し飛びますが、10ページです。「5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組」でございます。

まず、「(1) 精神科医療を担う人材の養成など精神科医療体制の充実」については、自殺総合対策推進センターにおいて精神医療を担う人材育成のための各種研修を実施してきております。

続きまして、11ページの「(2) うつ病の受診率の向上」については、こ精神科を専門としない医師等に対しまして、かかりつけ医等心の健康対応力向上関係の研修も実施してきております。

「(4) 子どもの心の診療体制の整備の推進」につきましては、様々な子どもの心の問題、虐待を受けた子どもの心のケア等に対応するため、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図っていくとともに、災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する「子どもの心の診療ネットワーク事業」を平成23年度以来展開してきております。

次に、「(5) うつ病スクリーニングの実施」については、うつ病の懸念がある人の早期発見に資するように、高齢者の介護予防や、多様な通いの場の整備など、地域の実情に応じました効果的・効率的な介護予防の取組を推進してきております。

「(6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進」については、厚生労働省では、うつ病以外の精神疾患に対応できるような精神医療及びその関係者等を対象にした研修を実施してきております。

「(7) 慢性疾患患者等に対する支援」については、慢性疾患患者からの相談を適切に受けられるように、看護師等の資質の向上のための対策を推進してしております。

次に、「6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組」です。

まず、「(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信」でございます。こちらは、まず、「こころの健康相談統一ダイヤル」を運用いたしております。また、地域自殺対策緊急強化基金や地域自殺対策強化交付金におきまして、地域における相談体制の充実のための支援を展開してきております。また、先ほどもございましたけれども、24時間365日無料で受け付けるよりそいホットラインへの補助等も実施してしております。

次に12ページでございます。「(2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実」ですが、厚生労働省では、セーフティネット融資ということで、各都道府県社会福祉協議会において、生活福祉資金の貸付制度を実施してしております。

また、「(3) 失業者等に対する相談窓口の充実等」については、失業者に対しまして、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな相談、特に心理的不安から主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができないような方への対応等を展開してしております。また、ニート等の若者の職業的自立支援も実施してきておまして、地域若者サポートステーションにおきましては、28年度では学校等の関係機関と連携して、切れ目ない支援の強化に着

手しております。

少し飛びまして14ページでございますが、「(6) 危険な場所、薬品等の規制等」については、厚生労働省においては、危険な毒薬、劇薬もしくは毒物、劇物につきましては、それぞれの規制法律で販売業者に対して、引き続き規制の遵守の徹底を指導いたしております。

次に15ページでございますが、「(9) 介護者への支援の充実」でございます。これについては、介護している方の負担軽減ということで、介護者のレスパイトケアにつながるような短期入所生活介護、通所介護等に係る介護保険給付、また、地域包括支援センターにおける職員等を対象とした研修など介護する方々への支援を行っております。

続きまして、17ページでございます。「(11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」です。こちらの方では、児童虐待の発生予防等の対応や虐待を受けた子どもへの適切な支援等に加えまして、性犯罪・性暴力の被害者への支援ということで、婦人相談所・婦人相談員の対応について質を担保するため、婦人相談所ガイドラインや婦人相談員相談・支援指針を策定いたしまして、より充実した体制となるよう進めております。

「(12) 生活困窮者への支援の充実」については、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援制度により、生活困窮者に対する包括的な支援を実施しております。

「(13) 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知」については、自殺総合対策推進センターにおいて報道機関に対する世界保健機関の手引の周知、また、ウェブサイトにて世界保健機関の「自殺予防メディア関係者のための手引き」を掲載するなど周知徹底を図っております。

次に、「7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組」ですが、「(1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実」については、自殺総合対策推進センターにおいて救急医療施設の精神科医等のスタッフに対する研修に協力してまいりました。

「(2) 家族等の身近な人の見守りに対する支援」については、自殺総合対策推進センターにおいて、適切な支援方法に関する研修プログラムを実施してきております。

次に、「8 遺された人への支援を充実する取組」でございます。

「(1) 遺族の自助グループ等の運営支援」については、地域自殺対策緊急強化基金や地域自殺対策強化交付金により、分ち合いの会への運営支援等を実施いたしております。

「(2) 学校、職場での事後対応の促進」については、厚生労働省では、メンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」におきまして、労働者の自殺予防マニュアルの普及を図っております。

「(3) 遺族等のための情報提供の推進等」については、地域自殺対策緊急強化基金や地域自殺対策強化交付金を通じまして、御遺族のためのリーフレットの作成等に対する支援を実施してきております。

次に、「9 民間団体との連携を強化する取組」です。

「(1) 民間団体の人材育成に対する支援」については、こちらについても、地域自殺

対策緊急強化基金や地域自殺対策強化交付金を通じまして、民間団体の人材育成に対する支援を実施してきております。

次に、19ページの「(2) 地域における連携体制の確立」については、公的機関や民間団体との連携体制の確立のために、全国の自殺担当主管課長会議の中で、優れた取組を紹介したり、地域における取組の事例集の作成・公表を行っております。

「(3) 民間団体の電話相談事業に対する支援」については、地域自殺対策緊急強化基金や地域自殺対策強化交付金等を通じまして、民間団体の電話相談事業に対する支援を実施してきております。

「(4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援」については、こちらについても、地域自殺対策緊急強化基金や地域自殺対策強化交付金を通じた先駆的・試行的取組に対する支援等を展開し、充実を図ってきております。

次に、一番下でございますが、「自殺対策の数値目標」についてです。現在の大綱で平成28年までに平成17年の自殺死亡率を20%以上減少させることを目標としています。平成17年の自殺死亡率が24.2、平成27年は人口動態統計の概数で18.5ということで、20%減少が19.4でございますので、達成しております。

以上が施策のフォローアップでございますが、次のページに2枚ほどつけております。まず、「今後の自殺対策の流れについて」です。こちらは今後の方向性ということで、今後、国の自殺総合対策大綱の見直しについて御議論いただきまして、来年夏頃に改定する、そして、自殺総合対策推進センターにおいては今まさに全自治体の自殺実態の分析、地域特性に応じた自治体の類型化と政策パッケージの立案を進めております。そして、来年度に、大綱の改定や、自殺実態、地域特性に応じた自殺対策計画の策定支援を行ってまいります。都道府県や市町村においては、本年4月に施行された自殺対策基本法において都道府県と市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられました。そこで、来年度以降、先ほど申し上げた国や自殺総合対策推進センターの計画策定支援を受けて、各都道府県や市町村が必要な毛角の見直しや策定などを進めていくこととなります。また、都道府県や政令指定都市では、市町村の計画づくりを支援する地域自殺対策推進センターを来年度中に全国に設置する形で進めていく方向であります。

このような計画づくりが進んでいきますと、平成30年度以降、国、自殺総合対策推進センター、地方自治体において、自殺対策のPDCAサイクルが展開されていくことを考えております。

具体的には、次のページの「自殺対策のPDCAサイクルについて」を御覧ください。自殺総合対策推進センターがPDCAサイクルの中でどういう必要なアウトプットをしていくかということを整理しております。全国の都道府県や市町村が計画づくりを行うに当たっては、全自治体の自殺実態の分析や地域の特性に応じた自治体の類型化や政策パッケージを立案していくことです。これらを受けつつ、計画づくりが行われますと、自治体では計画に基づく施策が展開・実行されていく。そのような中で、自殺総合対策推進センターが行って

いる研究等で、地域における実践の支援などを展開していく。そこで、自治体において施策が実行されると、計画の数値目標や施策の効果や課題を検証していくことになります。その際には、計画の達成度の精査、政策パッケージの効果検証を行っていきます。その後、政策パッケージのバージョンアップや新たな政策提言や情報発信を行い、検証結果を踏まえた大綱や計画の見直しや施策の改善が展開されていく、このようなことを考えております。

以上が、現大綱に基づく厚生労働省関係施策のフォローアップということで御説明いたしました。

○本橋座長 お願いいたします。

○文部科学省 続きまして、文部科学省から、資料5に基づきまして、簡単でございますが、御説明いたします。

まず、2ページをごらんください。「(4) 児童生徒の自殺予防等についての調査の推進」でございますが、調査研究を行いまして、学校における自殺予防教育導入の手引や、あるいは自殺が不幸にして起きたときの背景調査をどうすべきかということを取りまとめております。

続きまして、4ページでございます。「(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施」でございますが、道徳の教材でいじめあるいは生命を尊重することの大切さを盛り込んだものを作成するとともに、特に夏休み明け前後、8月下旬から9月上旬にかけては、非常に自殺が急増する傾向がありますので、学校における早期発見、見守り、あるいは保護者の見守り、パトロール活動等を行うよう教育現場に依頼しております。

細かいものが幾つかございますが、インターネットを通じて行われるいじめ問題を発見するためにネットパトロール事業を実施したり、あるいは携帯電話をめぐるトラブルを防ぐための啓発資料を配布しております。

下のほうの(2)でございますが、こちらのほうもネットの有害環境から青少年を守るための普及啓発あるいは情報モラル教育、啓発資料の配布等々、情報モラル教育を推進してございます。

続きまして、5ページでございます。3の「(2) 教職員に対する普及啓発等の実施」ということございまして、子供に伝えたい自殺予防あるいは背景調査の指針ということで、自殺予防教育のマニュアルあるいは自殺が発生した場合の背景調査等につきまして、結果を取りまとめたものを周知するとともに、各教育委員会の担当者等を招きまして、全国ブロックで普及啓発協議会を行ってございます。

続きまして、9ページでございます。「(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備」あるいは「(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備」でございますが、社会教育の立場から、社会教育を活性化して、過疎化・高齢化が進むところの居場所づくりを行いましたり、あるいは学校においてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを充実させる。それから、養護教諭の研修を行う、あるいは子供のこころのケアの

資料を配布する等々の取り組みを行ってございます。

続きまして、10ページの(3)は学校の労働安全衛生管理体制を整備する観点から、リーフレット作成あるいは周知徹底、ストレスチェックの実施等々を行ってございます。

続きまして、ちょっと飛びまして14ページでございます。インターネット上の自殺関連情報対策の推進ということでございまして、NPO法人等に委託してネットパトロール事業を行ってございまして、学校に情報提供を行うという取り組み等を行ってございます。

続きまして16ページでございます。「(10) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防」でございます。今、いじめ防止対策推進法が施行後3年たっておりますが、いじめ防止法に基づきまして、いじめがあった場合はすぐ早期に発見して、早期に組織的に対応する。自殺等の問題が起きた場合は、しっかり第三者委員会で調査するというところを行っております。教育相談体制の充実は先ほど申し上げたところです。

続きまして、18ページでございます。(2)、こちらも先ほど申し上げたとおりでございますが、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査をこういうふうにご調査していただきたいという指針、あるいは自殺の背景となった場合の事実関係を文部科学省に報告していただきたいという通知を發出して周知してございます。

文部科学省の取り組みの主なものは以上でございます。

○本橋座長 それでは、次、警察庁様、お願いいたします。

○警察庁 警察庁から説明させていただきます。

まず、資料の3ページ、「1 自殺の実態を明らかにする取組」の「(6) 既存資料の利活用の推進」に関して、警察庁では、自殺の統計資料の公表、自殺統計データの提供を行っております。自殺の統計資料の公表について、警察庁では、月別の自殺者数を翌月上旬に速報値として公表し、中旬には暫定値として警察庁のホームページにより更新するとともに、暫定値に係る自殺統計原票データを厚生労働省に提供しております。また、例年2月ごろには前年の確定値を厚生労働省に提供しております。

このように、速報値、暫定値、確定値と変わるの、当初死因が不明だったものが後で自殺とわかるということもあり、それぞれ正確を期して提示しているものであります。

さらに、政府の東日本大震災に係る自殺対策に対応するため、平成23年6月から実施している東日本大震災に関連する自殺者に係るデータの厚生労働省への提供も行っております。

続きまして、7ページ目の「3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組」の「(8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上」についてであります。この項目に関しまして、都道府県警察においては、自殺された方の御遺族、あるいは自殺未遂をされた方、こういった方に関係する業務に従事する場合は、自殺された方の名誉や自殺された方の御遺族、自殺未遂者についても心情等を傷つけないよう、適切に対応するよう指導しております。具体的には、特に自殺された方の場合、警察では必ず御遺体に対して検視や死体調査を行います。これはどういったことで亡くなったのか、それは自殺

なのか、他殺なのか、それとも病死なのか、こういったことを調べるものであります。それでさらにわからない場合、解剖も行うことがあります、そのような場合には当然御遺体にメスが入ることとなります。警察では、そうした措置が社会的に必要であるということをごきちんと御遺族に御説明申し上げております。さらに、御遺体をお返しする際には、できるだけきれいな形でお返しするなど、御遺族の心情に配慮した取り扱いをするよう努めております。

続きまして、14ページ目「6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組」についてであります。

「(6) 危険な場所、薬品等の規制等」の項目であります、警察では、平素の言動その他の事情により、自殺するおそれのある行方不明者について、保護者等から行方不明者届を受理した場合は、速やかに発見活動を開始し、当該行方不明者の発見に努めております。

続きまして、15ページ目の「(7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進」に関しては、都道府県警察においては、自殺関連情報について、サイト管理者等への削除依頼をしております。これはいわゆる集団自殺を呼びかけるサイトや、硫化水素を用いた自殺への対策を主眼に置いております。

「(8) インターネット上の自殺予告事案への対応等」に関しては、警察では、プロバイダー等の御協力を得て、発信者情報の開示を受け、そこから発信者のいる場所を解明し、警察官が向かうなどして、自殺予告をした者への説諭、あるいは自殺予告をしている者の家族に監護の依頼をするということで、自殺防止措置を講じております。

平成27年中に都道府県警察が開示を受けた件数は155件です。自殺予告をした者は延べ160人ですが、このうち自殺のおそれがあった43人に対して、本人への説諭、家族への監護依頼等により自殺防止措置を講じております。

続いて、16ページ目の「(11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」です。警察では、カウンセリング技能を有する警察職員に対して、専門的研修を行うことにより、その技術、能力の向上に努めるとともに部外の精神科医や臨床心理士、民間被害者支援団体等との連携を図るなど、性犯罪被害者の精神的被害を軽減するためのカウンセリング体制を整備しております。また、性犯罪110番等の相談専用電話による相談体制の整備、女性警察官の性犯罪捜査員の指定、性犯罪の専門捜査官の育成、職員に対する教養の充実、性犯罪捜査における証拠採取用資器材の整備を行うなどして、被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進しております。また、警察庁では、地方公共団体等と協力しまして、地域における関係機関、団体間の連携を促進するなどの取り組みを行っております。

警察庁からは以上です。

○本橋座長 ありがとうございます。

次に、内閣府様、お願いいたします。

○内閣府 それでは、内閣府の中から、青少年環境整備のほうから御説明させていただきます。

まず、3ページ目「2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組」の中の「(2)

児童生徒の自殺予防に資する教育の実施」で、青少年の適切なインターネット利用を促進するために、保護者向け、事業者向け普及啓発資料を作成・公表しているところでございます。また、もう一点、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために、全国各地でフォーラムの開催ということで、本年度は3カ所、茨城県、島根県、和歌山県で開催いたしました。

続いて、ページ飛びまして14ページの中の「(7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進」ということで、2つございますが、先ほどと同じように普及啓発資料の作成・公表、そのほか利用実態を調査するため、10歳から17歳までの青少年と、その青少年の同居の保護者を対象としたインターネットの利用実態の調査などを行っているところでございます。

内閣府の青少年は以上でございます。

○本橋座長 ありがとうございます。

○内閣府 お手元16ページをお開きいただきたいと思います。「(1) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」ということで、内閣府で2つ〇がございます。1つ目は、各都道府県の男女共同参画センターなどで性犯罪・性暴力の被害者の方の相談を受け付ける体制をつくっていただくための研修を実施しているところでございます。

2つ目の〇は、性犯罪・性暴力の被害者のためのワンストップセンターを各都道府県に設置していただくために、設置に係る検討会でありますとか、窓口を開設するに当たって、いろいろお金がかかります部分を内閣府で全部負担いたしまして、実際に相談を開始していただくという取り組みを進めてきているところでございます。

以上でございます。

○本橋座長 ありがとうございます。

次は総務省様、お願いいたします。

○総務省 総務省から御説明申し上げます。

総務省は3ページからでございます、全部で4つございます。「(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施」ということで、子供向けのICTメディアリテラシーの一環で、テキスト教材をインターネット上にアップいたしまして、それを随時ダウンロードいただきながら、また、インターネットの補助教材等も合わせて提供いたしまして、御活用いただける環境を整えております。

2つ目が、次が7ページに進んでいただきまして「(8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上」ということで、消防職員向けの取り組みでございますが、全国の消防学校で教育に取り組んでいただけるよう、消防学校の教育訓練の基準というところに位置づけまして、全国の消防学校で使っていただけるテキストの接遇に際しての注意点ですとか、自殺企図者への対応を盛り込みまして、結果、専科教育ですとか職員教育において毎年教養訓練が行われているところでございます。

続きまして、14ページ、15ページでございますが、「(7) インターネット上の自殺関

連情報対策の推進」と「（８）インターネット上の自殺予告事案への対応等」ということで、こちらに２つ位置づけさせていただいておりますが、まず、同じことですので、あわせて申し上げますが、モデル条項のところ、電気通信事業者協会ですとかテレコムサービス協会等の民間の業界４団体で構成する団体で、モデル条項、契約約款をつくらせてもらいまして、それに基づいて加盟各社に対して自殺対策の関係の内容を契約約款等に位置づけてもらえるように取り組みを引き続き推進しております。あわせて、違法・有害情報相談センターを設置運営しております、インターネット上でのさまざまな内容についての御相談を受け付けております、最近ではプライバシー侵害や名誉棄損、信用棄損等に関するような相談が非常にふえているところでございます。

以上でございます。

○本橋座長 ありがとうございます。

次、法務省様、お願いいたします。

○法務省 法務省でございます。

法務省からは３点御説明させていただきます。

初めに、資料の５ページになりますが、「（４）自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及」につきまして、法務省の人権擁護機関では「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」と「性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を啓発活動の強調事項として掲げまして、さまざまな啓発活動を実施しているところでございます。本年１１月１１日には東京都中央区におきまして、「性的マイノリティ（LGBT）と人権－多様な性のあり方について 考える－」と題しましたシンポジウムを開催いたしました。また、企業や大人向けの人権教室、講演会、研修会など、さまざまな機会を捉えまして、性的指向と性同一性障害をテーマとした啓発ビデオや啓発冊子を活用しまして、各種啓発活動を行っております。

次に、資料の１３ページになりますが、「（５）法的問題解決のための情報提供の充実」につきまして、日本司法支援センター、通称法テラスにおきましては、自殺対策に関する充実した情報提供を行うために携帯、スマートフォン版を含みます法テラスウェブサイトにおきまして、自殺の要因となる可能性の高い法的トラブルに関するよくある質問と答え、FAQや、支援団体、相談窓口のリンク集を掲載しております。

また、自殺の原因、理由として多重債務問題や労働問題が一定割合を占めておりますので、そういった問題を抱えている方が自身の問題を認識して相談行動を起こせるように、ウェブサイト上にセルフチェックができる法的トラブル診断シートを掲載しております。

最後になりますけれども、資料の１５ページになりますが、「（１０）いじめを苦しめた子どもの自殺の予防」につきまして、法務省の人権擁護機関では、全国の法務局等に人権相談所を開設しまして、子供に関する人権問題を含むあらゆる人権問題について相談に応じております。子供の自殺を防ぐためには、被害を受けている子供の早期発見のために相談体制を充実させることが重要と考えておりまして、子供たちからアクセスがしやすいよう

に工夫した人権相談の取り組みを行っております。

例えば子供に対する人権問題専用の相談電話「子どもの人権110番」をフリーダイヤルで設置しまして、悩みを抱える子供たちが相談しやすい体制を整備しております。また、平日の相談時間を延長するとともに、土日にも相談に応じる全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を年1回実施しております。このほか、全国の小中学校の児童生徒全員に対しまして、料金受取人払いの便箋と封筒を一体化しました「子どもの人権SOSミニレター」を配布しております。届きましたミニレターにつきましては、法務局職員と人権擁護委員が全てに目を通しまして、一通一通返事を書いているところでございます。さらに、パソコンや携帯電話から相談できるインターネット人権相談受付窓口、「SOS-eメール」を開設いたしまして、いじめを始めとする子供の人権問題の解決に努めているところでございます。

法務省からは以上になります。

○本橋座長 それでは、次は金融庁、お願いいたします。

○金融庁 金融庁でございます。

大きく3つの取り組みがございます。

7ページをごらんください。「3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組」でございます。

「(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上」というところで2点ございます。まず、多重債務者の相談対応を行う自治体の人材育成の支援といたしまして、各財務局が自治体の多重債務相談窓口で相談業務に携わる職員や相談員等に対して研修を行っております。その際には、心の問題や心のケアへの対応を含めました「多重債務相談の手引き」を8,500部用意いたしまして、配布いたしております。都道府県、市町村財務局等に配布いたしまして、また、当庁のホームページにも掲載しております。こういった多重債務問題相談への適切な対応について説明を行うことで、自殺対応の一環としております。

また、2つ目の○でございますけれども、平成25年1月以降、年に1回、金融サービス利用者相談室の相談員に対しまして、内閣府作成「こころのサインに気づいたら」といった、ゲートキーパー養成研修用DVDを利用した研修を実施させていただいております。

続きまして、12ページをごらんいただきますと幸いです。「6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組」というところでございます。

「(2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実」というところでございます。多重債務者相談強化キャンペーンを実施させていただいております。全国各地でメンタルヘルスを含む相談を受け付ける無料相談会等を関係団体と連携して行っております。こういった取り組みの中で特に毎年9月から12月の4カ月間をキャンペーン期間といたしまして、多重債務者対策本部、これは政府でございます。あとは日弁連、日司連、法テラス様、こういったものを主催者とさせていただきまして、全国的に多重債務者向けの無料相談会の開催や、闇金の利用防止に関する周知広報等に取り組ませていただいております。

るところでございます。また、相談窓口を周知するために、リーフレット及びポスターを配布しております。リーフレットは82万部、ポスターは6万部用意させていただいておりまして、各都道府県や市町村財務局等に配布させていただいております。

簡単ですが、以上でございます。

○本橋座長 ありがとうございます。

それでは、消費者庁様、お願いいたします。

○消費者庁 消費者庁から報告させていただきます。

7ページ目の「(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上」でございます。まず、消費者庁では、地方消費者行政推進交付金等により、平成20年度から28年度当初予算までの累計で約473億円を措置し、地方公共団体の取り組みに対する支援を切れ目なく行っております。さらに、消費生活相談体制の空白地域の解消や、相談体制の質の向上などを柱とする地方消費者行政強化作戦を平成26年1月に策定し、どこに住んでいても質の高い相談、救済を受けられる地域体制の全国的な整備をその指針に掲げております。

また、独立行政法人国民生活センターにおいては、地方公共団体の消費生活相談員に対し、多重債務問題に関する研修を継続的に実施しております。毎年最新の事例に基づき、相談処理に必要な専門知識や技法について講義し、全国各地の消費生活センターの相談員の能力及び知識水準の向上を図っています。

○消費者庁 続きまして、10ページの「(4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進」の部分になります。消費者庁は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、食品中の放射線物質に関し、消費者が正確な情報に接し、理解を深め、自らの判断で消費行動ができるよう、関係府省や地方公共団体、消費者団体等と連携して、消費者との意見交換会などのリスクコミュニケーションに取り組んでおります。これまでに全国各地で約550回以上実施いたしました。消費者庁といたしましては、食品中の放射性物質による消費者の不安を払拭するため、引き続き関係府省等と連携し、リスクコミュニケーションに取り組んでいく所存でございます。

以上になります。

○本橋座長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省様、お願いいたします。

○農林水産省 農林水産省でございます。

8ページでございます。「4 心の健康づくりを進める取組」の「(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備」でございます。これまで農林水産省としましては、農山漁村における高齢者が安心して活動し、暮らせるようにという観点から取り組みを行ってきております。

主な取り組みとしましては、一番上の○になりますけれども、山村地域の高齢者の生きがい発揮のために、特用林産物の生産基盤の整備への支援を実施しております。森林から生産されます、きのこですとか木炭、竹など特用林産物の生産・加工・流通施設の整備へ

の支援を行いまして、快適で安心な生産環境づくりを実施しております。

それから、一番下の○になりますけれども、農山漁村において高齢者の生きがい発揮のために、地域住民活動支援促進施設の整備等への支援を実施しております。地域の高齢者、女性等のコミュニティ活動の促進に寄与するため、地域間交流拠点施設ですとか、農産物加工・販売施設等の整備を支援しております。また、園芸療法や福祉農園等、農山漁村を医療・福祉サービス等を提供する健康づくりの場として活用する取り組みへの支援も実施しております。

簡単ですが、以上でございます。

○本橋座長 ありがとうございます。

次、国土交通省様、お願いいたします。

○国土交通省 国土交通省でございます。

私のほうから2点説明させていただきます。

まず、資料5の8ページ目、「4 心の健康づくりを進める取組」の(2)でございますが、高齢者を始め、誰もが地域で集い、憩うことができる環境の形成を図るため、歩いて行ける身近な都市公園の整備を進めているところでございます。平成27年度の数值はまだ集計中でございますが、平成26年度末では10万5,744カ所の整備となっており、現大綱が策定されました平成24年度末の10万2,393カ所から3.3%増、期間中において着実に整備が進んでいるところでございます。

次に、少し飛びまして14ページ、「(6) 危険な場所、薬品等の規制等」でございます。鉄道駅のプラットホームにおきまして、視覚障害者等を始めとした全ての駅利用者の安全性の向上を図ることを目的として、線路への落下を防止するホームドア、あるいは可動式ホーム柵の整備を進めたところでございまして、平成25年度末現在では、65路線665の駅でホームドアが設置されております。本年8月15日に銀座線青山一丁目駅において、視覚障害者の方が転落して死亡するという事故が発生いたしましたが、こうした状況等を踏まえまして、鉄道事業者等をメンバーとする、駅ホームにおける安全性向上のための検討会を設置いたしまして、現在、年内の中間とりまとめに向けてハード、ソフト両面からの対策の強化を検討しているところでございます。

また、各事業者等で進められている車両扉位置の相違やコスト低減等の課題に対応可能な新たなタイプのホームドアの技術開発の支援も実施しているところでございます。

国交省からは以上でございます。

○本橋座長 それでは、復興庁様、お願いいたします。

○復興庁 復興庁でございます。

資料10ページ、大綱の4の「(4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進」という部分を担当しております。東日本大震災から来年3月で6年となりますが、今も約13万4,000人余りの方が避難生活を続けておられます。また、仮設住宅にお住まいの方の災害公営住宅等への移転といったことも始まってきているところでございます。この

ような長期化する避難生活、また、災害公営住宅の整備に伴う住宅移転といったものに伴いまして、被災者の心身のケア、孤立防止、また、新たなコミュニティーづくりなどが求められていることをごさいますので、復興庁はこの資料にありますとおり、関係省庁と情報共有や連携を図りながら、被災者支援に取り組んでまいりました。今年度でございますが、これまでの取り組みを拡充する形で被災者支援総合交付金を創設いたしまして、見守りや相談支援などに加えて、住宅生活再建に関する相談支援、地域とのつながりや生きがいづくりのための「心の復興」事業などを追加いたしまして、自治体の取り組みを支援しているところでございます。引き続き、被災地のニーズに寄り添いながら、切れ目ない支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○本橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に経済産業省様、お願いいたします。

○経済産業省 経済産業省です。

資料の12ページをごらんください。「(4) 経営者に対する相談事業の実施等」ということで、経済産業省の取り組みの幾つか主なものを紹介させていただきます。

まず、1番目の○です。都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して、こちらは前述の全国団体になりますが、全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業の補助を行っているところでございます。

次に、3番目の○でございます。47都道府県に設置された中小企業再生支援協議会、独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部において、中小企業における事業の再生に関する相談から、保証債務の整理を含めた再生計画の策定実施まで対応させていただいております。

次に、その下の○でございます。平成25年12月5日に公表された経営者保証に関するガイドラインの利用促進を図るため、独立行政法人中小企業基盤整備機構地域本部等に経営者保証に関する相談会を受け付ける体制を整えるとともに、ガイドラインの利用を希望する方に専門家を派遣するなど、周知普及を行っているところでございます。また、政府系金融機関における本人保証、第三者保証を不要とする融資制度について、周知の徹底を行っております。

資料は飛びまして14ページでございます。「(7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進」でございます。経済産業省では、青少年インターネット環境整備のために指導者及びその候補者や地方自治体職員、教職員等を対象としてセミナーを行っており、フィルタリングの仕組みと活用方法や、青少年のインターネット利用実態等について最新情報等の更新支援を行っているところでございます。

3番目の○でございます。携帯電話やパソコン等、インターネット接続機器へのフィルタリングの導入を促進するため、全国の家電量販店や関係事業者と協力し、違法・有害情報対策キャンペーン等フィルタリングの普及啓発活動を実施しております。

次に、15ページの（８）になりますが、先ほどの（７）と重複しておりますので、説明は省略させていただきますが、セミナー等や普及啓発活動を行っているところでございます。

経済産業省からは以上になります。

○本橋座長 どうもありがとうございました。

ただいま、各府省から詳細な御説明をいただきました。

この後、実は構成員の皆様方から御質問であるとか御意見をいただきたいと思っております。今回は初回の会議でございますので、できれば全ての構成員の皆様から何らかの御意見をいただきたいと思っております。ちょっと私の進行不手際で時間が40分ぐらいしかございませんので、単純に割ると1人3分ぐらいなのですけれども、それにはこだわらず、一応質疑とかをさせていただきたいと思っております。

まず、自由に最初、御発言をいただければと思っておりますけれども、どなたでも結構でございますが、ただいまの御説明等について質問などがあれば、挙手していただきまして、お願いしたいと思っておりますけれども、どなたか。

清水構成員。

○清水構成員 政府が各省庁いろいろな取り組みをやっているということは非常によくわかったのですが、その一方で、配布資料1の自殺総合対策大綱の見直しについて閣議決定されたものの「3」を見ると「現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握し」と、こうあるわけですね。今、御説明にあったのは、進捗状況というよりも、それぞれの項目における事業内容というか、事業の紹介という形だったので、必ずしも進捗状況を、もちろん口頭で数値的な御説明をいただいたり、実施状況が前回と比べてどれぐらい進んでいるかということの御説明をいただいた部分もあったのですが、全体とすると何となくざっくりとし過ぎていて、評価のしようがないというのが、私の率直な感想です。

これはもちろん、昨年度まで内閣府が所管していた自殺対策が今年度から厚労省に移ったということで、全ての事業に対して実施率だったり、あるいはサイトをネットにアップしたのであれば、閲覧件数が何件あったかとか、ダウンロード件数が何件あったかとか、全てを細かく公表してほしいということではないのですが、ただ、関係構成員の皆さんがこだわりのある事業に関しては、できるだけ数値的なこと、本来目指していた数値に対してどれぐらいの件数とか、どれぐらいの回数を行えたのかという、ぜひ関係省庁の皆さんの個々の自己評価も含めてお聞かせいただけると、それを踏まえた議論がもっとしやすいのではないかと感じました。

率直な感想として述べさせていただきました。

遅ればせながら、ライフリンク代表の清水です。これからもよろしく願いいたします。

○本橋座長 これは岩井参事官に少しお答えいただく必要はございますか。今後の大綱の進め方ということで、何かございますか。

○厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当） 確かに「進捗状況を把握し」とございま

すので、本日の資料もいろいろ取組状況ということで、可能な限り数値的に出せるものは出してありますが、今後、可能な限り、進捗状況の把握に繋がるような資料も準備できればと思います。

○本橋座長 生水構成員、どうぞ。

○生水構成員 野洲市役所の生水と申します。

今の清水さんのお話の続きと言いますか、多重債務の相談において、金融庁、消費者庁のほうからも御報告がありました。多重債務の相談の相談については18年間1万人以上の御相談を受けておまして非常に死にたいという方のお声はとて多くありました。ある相談者が落ち着かれてから言われた言葉として自分が死にたいと思ったのは、死ぬしか方法がないと思ったからだ。本当は死にたいのではなくて死ぬしか方法がなかったのだということをお聞きしてからは、あなたは死ぬ必要性はないのだと、死ぬことはしなくてもほかに方法があるということをお伝えすることが、役割として大事だと痛感しました。

また、多重債務相談において、本当に相談が必要な方というのは情報が届かず、みずから相談に来られないのです。だから、幾らポスターを張ろうが、チラシを配ろうが、研修をしようが、本当に必要な方に情報が伝わらない。どうすれば本当に必要な方に情報がつながって、相談のテーブルにつながっていくか。これは支援者間の連携が重要だと私は思っています。

あと、借金の相談だけを解決したとしても、その後の生活再建がきちりしていかなければ、失業であったり、貧困であったり、家庭問題、ここのところの包括的な支援が届かなければ、自殺企図の思いを防ぐことは難しいであろうし、だからこそ相談においてアセスメントが非常に必要だと思います。もし可能であれば、これだけ省庁の方がおられるので、どの省庁が所管する制度の窓口にどのようにつながっているのか、どのようなデータが出せるのか。例えば、平成27年4月1日から生活困窮者自立支援法が施行されて、全国の自治体900の窓口で自立相談支援の相談窓口ができています。ここに例えば消費者庁、金融庁などが関係するいろんな相談窓口からどのようにつながっているのかを数字で示して頂くことが出来れば連携の状況がわかるかと思えます。

以上です。

○本橋座長 ありがとうございます。

大変貴重な御意見をいただいたかと思えますけれども、これは御質問ということではなくて御意見ということでもよろしいですか。

今後、そういうことで、また省庁のほうからぜひ今のようなことが可能なのであれば、データの提供について御検討いただくという御意見だったと思えます。ありがとうございました。

そのほかの構成員の先生方。どうぞ。

○向笠構成員 福岡県でスクールカウンセラーをしております向笠でございます。

2点ございまして、子供の場合の警察庁統計という状況になると、大体19歳までが自殺の数値として出てくるのですが、実は子供の数値の中には義務教育の子供から高校、普通に生活、就職している子、専門学校と、発達段階に年齢差が非常に大きい段階を19歳までまとめた数値になっております。

平成26年度に文部科学省のほうから自殺等の実態分析のときに初めて細かい数値が出されましたが、以前よりこれは御検討願いたいのですが、19歳以下の細かい数値はこのように26年度に出せる状況であれば、毎年とは言わず、数年に1回でも結構ですが、この年齢的な枠の違いは全国規模でどれほどに動いているか。福岡県のほうでは緊急支援ということで、1つの県だけでしか数値がわかりません。全国の数値はこのような状態の実態分析で初めてわかるということなので、御検討願いたいのが1点。

法務省の中で、先ほど清水構成員が、実際的にどういうことをしたのかフィードバックが欲しいとおっしゃったのですが、子供の人権SOSミニレターがございしますね。これが法務省のほうに直接戻ってきている内容であれば、ぜひとも24年、28年のこのような内容の利用率、内容等を差しさわりのない程度で教えていただきたい。今後は自殺等のフォローアップから予防教育というところにシフトしていますから、このような内容が小中学生で当然義務教育の子供たちの実態となってくると推察しますが、ぜひとも教えていただきたいと思っております。

以上でございます。

○本橋座長 ありがとうございます。

それでは、そのほか、構成員の方々、いかがでしょうか。

○杉本構成員 全国自死遺族総合支援センターの杉本です。よろしく申し上げます。

18ページの「8 遺された人への支援を充実する取組」の中の「(4) 遺児への支援(再掲)」となっていますけれども、この再掲はどこからどの部分が再掲ということなのか、教えていただけますでしょうか。

○本橋座長 これはお答えいただけるのであれば、いかがでしょうか。

○杉本構成員 前の大綱のときもずっとこれを私は何回か同じことを申し上げていると思うのですがけれども、成人の遺族の方への支援というのはこの10年間、いろんなことができましたけれども、非常に進んできたと思います。一方で、子供たちへの支援というのはなかなか進んでいないのが現状で、再掲と言われてここを見たのですけれども、一生懸命探しましたけれども、遺児の支援をしているという項目は見当たりませんでした。

ただ、緊急強化基金とか、この度の交付金を得ながら民間団体が少しずつ始めていて、もしかしたらそれは国のほうには情報が届いていないのかなという気もしております。なので、残された子供たちの支援は大きな喫緊の課題だと前から言われていますし、本当にそのとおりでと思うのですがけれども、ぜひ実態をもう少し丁寧にお調べいただくことと、それらの先駆的に行っている民間団体の活動を調べながら、もっと全国的に広がっていくような取り組みをぜひ今度の大綱見直しの中に盛り込んでいきたいと思っております。

以上です。

○本橋座長 ありがとうございます。

それでは、そういうことで、今後の検討課題ということかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

長瀬構成員、どうぞ。

○長瀬構成員 私も先ほどの御意見と一緒に、この報告は大ざっぱで確かに進捗状況がよくわからないし、実際にこの5年間でどの程度のことかどの程度できているのか、前の大綱でこれをやりましょう、あれをやりましょうということが出ているわけです。そこで、どの程度のことかできていて、これから最後の説明でPDCAを回そうということなのでしょうけれども、そこに至るまでのどの程度できているかという具体的なことがわからないと、PDCAは回らないでしょうし、そういったことをもう少し、これがこれだけできているというようなことがあったほうが良いと思います。

最近、自殺が減ってきているというお話でしたが、19歳以下の自殺はほとんど減っていません。大人の自殺の場合は、経済的な問題が大きかったのが少なくなっているということがありましたが、若年者のことについては、もう少し具体的に、こういうことが原因なのではないかというのを推測できるようなものを持っていた方がよいのかなと思います。

○本橋座長 わかりました。

実態解明のところ、先ほど向笠構成員は細かいデータの実態分析ということもありました。その辺のところ、まだ不十分なところがあるということで、国のほうで個人情報の問題とかがあって数が少ないのがなかなか難しかったりということも多分あると思いますので、今の御意見等を踏まえて、また十分に検討していただく必要があるのかなと私自身は思いました。

田中構成員、どうぞ。

○田中構成員 自死遺族の当事者団体、全国自死遺族連絡会の田中でございます。

実態調査とか、いろいろとずっとここ10年間言われていて、いろんなことが行われていますけれども、データが欲しいとか、遺族の調査とかということが行われて、必ずその中に子供の自死とかとなると遺族の調査とか、警察庁のデータも事情聴取を受けた中からのデータだと思っています。

事情聴取を任意だということですが、ある程度遺族にとっては強制的な感じで受けます。そのときに、ほとんどの遺族は、これが警察署のデータに使われることは説明されておられません。だから、今、出ているデータがほとんどぎりぎりグレーゾーンかなと私は思っています。

自殺対策をする上で、人の命を助けるんだから何でもいいではないかとずかずか入っていくようなことはやめていただきたい。やはり個人情報は守られるべきだと思います。その中で、遺族が調査に協力するというのであれば、それは構わないのではないかと思いますけれども、遺族の知らないところでどんどん使われていくということだけはやめてい

ただきたいと思っています。これも大綱の中にちょっとだけ、もし盛り込めるのであれば、入れていただければありがたいと思っております。

○本橋座長 どうもありがとうございました。

そのほかの構成員、いかがでしょうか。

五十嵐構成員、どうぞ。

○五十嵐構成員 東京工科大学の五十嵐でございます。

私は専門が産業保健で、働く人たちの健康支援を専門としておりますので、3点、労働衛生・産業保健の立場からのものと、まとめ方についてと、全体について申し上げたいと思います。

まず、産業保健の分野におきましては、今日の御報告にもありましたように、昨年12月から、労働者数50人以上の事業所におきましては、ストレスチェックが義務になっております。今、ちょうど先月で1年たったところでございますが、取り組みがまだ50人以上の企業でも半分ぐらいと聞いております。もともと、ストレスチェック制度は内閣府の自殺対策推進会議から端を発している制度ですが、一定の成果は出ているということは学会等でも意見が出ております。といいますのは、高ストレスと言われた人たちに、保健師などが全員面談していますと、それなりに職場の問題があったり、プライベートな問題があったりして、産業医や医師に申し出をしないまでも、そこでの保健指導などがなされておりました。今後の成果や労働者の自殺者数の推移が期待されるところです。しかし、労働者数50人未満の小規模事業所には3,500万人の労働者がいるのですが、それらの事業所での実施は努力義務になっています。小規模事業所は健康管理なども十分されていない事業所が多いことから、メンタルヘルスの促進というところをぜひ強調していただきたいと思っております。

それから、今、話題になっておりますけれども、過重労働の問題もやはりそういった産業保健サービスが十分行き届いていない小規模事業所に多く見られる傾向もありますので、過重労働対策も引き続き大きな課題だろうと思っております。

あと、若年層の自殺の問題がありましたが、私は約56万人の組合員からなる労働組合連合体のメンタルヘルスの委員をしておりますけれども、やはり若年層、特に20代の若い人の自殺だけが微増傾向にあります。学生だけではなくて若年層のメンタリティに問題があるようにも思います。そういったところの強化も必要ではないかと思っております。

あと、経済産業省のほうからもいろいろと御報告がありましたけれども、健康経営というポジティブなインセンティブが出されておりますけれども、これは企業内の健康管理を進めていくことです。経営方針の中に健康づくりを入れていくというのは大変いい活動だと思います。経産省は2020年までにホワイト企業500というのを出されているようですが、いわゆるハイリスクアプローチだけではなくて、企業側が健康管理、特に働く人のメンタルヘルスをきちっと支えることが、企業としてのステータスであるという、プラスの取り組みもぜひ強調していただきたいと思っております。

2点目は、大綱の全体の取り組みの構成なのですが、伺っておりますと、ハイリスクアプローチの部分とポピュレーションアプローチの部分、それから、ポピュレーションアプローチの部分でも、啓発やゲートキーパーのような人材育成の強化すべきものと、環境から、あるいはコミュニティーをつくっていくなど取組のレベルが混在しています。例えば農水省のほうから高齢者の生きがいをつくるとか、ポジティブなファクターなども出されていますけれども、もう少しそこを整理して、全体をモデルとして見えるようにしていただくと、どこを強化すべきかとか、あるいはさらなるアプローチがどこに新しい部分としてあるかというのが、全体像として見えるのではないかと思います。

3点目ですけれども、現在健康日本21の第2次が今、走っておりますけれども、経済格差が健康格差につながるという社会疫学のエビデンスも出ております。そういったところで、多重債務の問題ですとか、高齢者の問題ですとか、あると思いますけれども、この部分とどう絡めていくのかということもあわせて考えていくといいのではないかと思います。また、性犯罪に関しても、性犯罪者の被害者の支援もそうなのですが、そもそもなぜ起きてくるのか。特に高学歴と言われるような大学でも目に余るようなことが最近連続して起きておりますけれども、このあたりの子供たちの育成というところ、それから、ネット上のバーチャルなものが実際のリアリティーのなさの中で起きているのかわかりませんが、そういった事象の上流対策というところも含めて考えていく必要があるのではないかと思います。

したがって、全体のモデルも、二次予防、三次予防だけではなくて、一次予防をどうしていくかということでも考えていただくと整理できるのではないかと思います。

以上でございます。

○本橋座長 どうもありがとうございました。

3点にわたり御意見いただきまして、ありがとうございました。今後の議論に大変参考になるかと思います。

黒田構成員、どうぞ。

○黒田構成員 連合の黒田です。

少し絞った形になるかもしれませんが、意見ということで述べさせていただきます。

連合でも、いろいろと相談ダイヤル等で相談窓口等を受け付けておるのですが、かなりシリアスな相談も来ております。今、非常に問題といたしますか、取り組まねばならないと思いますのは、先ほどもありましたけれども、過重労働の問題、とりわけ長時間労働の是正が喫緊の問題だと考えています。

連合としましては、長時間労働の是正には法規制が必ず必要だと考えておりまして、大きく2つ必要だと思っています。

1つは、今、特別条項つき36協定で、実質青天井となっていることに対し、上限規制で蓋をしまいまいましようということと、2つめは仕事から次の仕事にかかるまでのインタ

一バル規制も法規制として入れていくことが必要だと考えております。また、労働時間以外では、職場でのパワーハラスメントへの対応も必要だと考えているところです。厚労省でもあかるい職場応援団等のサイトで、取り組んでいただいておりますけれども、いかにせんパワーハラスメントを防止するための法的根拠というのがなく、規制ですとか取り組みの根拠となる法の制定が必要だと考えております。

これからの議論では、過重労働、とりわけ労働時間あるいはパワーハラスメントの面からを中心に参加させていただければと思っております。

以上です。

○本橋座長 どうもありがとうございました。

鈴木構成員ですね。どうぞ。

○鈴木構成員 インクルージョンねっとながわの鈴木と申します。私どもは地域で生活困窮者の支援を行っている団体で、私自身が特に10代後半から20代、30代の若者の支援をしてまいりましたので、その立場から4点ほど質問とまじりますけれども、お伝えしたいと思います。

先ほど、19歳以下の自殺のお話もあつたのですけれども、地域で支えていると、小中学校というのは比較的市町村立でございますので、地域連携というのはしやすいのですけれども、高校に行った途端都道府県立高校とか私学になってしまう。小中から私学のお子さんもうらっしゃいますけれども、非常に地域としては見えにくくなる。その上、例えば自治体レベルでいいますと、子供たちの相談窓口が充実しているのに対して、18歳までオーケーですよと言っている、高校生年齢ぐらいのいわゆる10代後半の若者たちの相談実績というのはほとんどない自治体さんも多く、10代後半から20代にかけて、ここの実際に相談を受けて支えていくという施策が非常に不十分な感じがしております、その点に関しまして、例えば内閣府さんですとかそういったところでインターネットのとか、あるいは厚生労働省さんのほうでは地域若者サポートステーションというのが上がっていましたが、施策として実際この部分の子供たち、若者たちを支えていく施策はどこになる、どこが中心として支えていくかという認識でいらっしゃるかというのをわかるといいなというのが1点です。

もう一つ、子ども・若者総合相談センターなども内閣府さんの関係で設置していらっしゃるかと思うのですけれども、これも都道府県レベルとか政令市レベルになりますので、やはり市町村レベルで10代後半からの子供たち、若者たちを支えていくという施策が不十分なのではないかと地域で感じているということをお伝えしたいと思います。

もう一つが、そこにもかかわりますけれども、ひきこもりの方の支援に関しても、地域でやっているいろいろな情報が入ってきますので、アウトリーチなどもしておりますけれども、よく死にたいという言葉とか、死にたいというよりは、親御さんがこのまま高齢化して働けなくなったときにどうするのと聞くと、多くの方が、親が死んだら自分も死ぬからいいんですと答えたりするのですね。そういう出ていく先のなさ、今、積極的に自殺に

至るわけではないけれども、将来的なリスクを内在していて、では、彼らが地域に出ていく場所があるかと言われると、就労支援で例えばハローワークに行ってみましょうといっても、なかなか一般で就職できる方々ではないので、こうしたリスクの高い方々が地域でどういう居場所を持っていけるのか、これも一つ検討の課題に挙げていただければと思っています。

3つ目が、ここは質問という形になろうかと思うのですが、精神科、心療内科といった医療と地域との連携というのが必ずしもうまくいっていない。比較的規模の大きな病院さんですと、ソーシャルワーカーさんがいて、地域とのつなぎとなろうかと思えますけれども、多くの方々はそういった方の配置もない、特に首都圏でやっておりますと、ビルの中に入っている単科のメンタルクリニックに通っていらっしゃる方が大半で、こうした方々が通う医療と地域の福祉、地域の暮らしを支えるものとの連携がどうなっているのかなというところの取り組みがもしあれば教えていただきたいのと、もし、個々の医療機関にまでということであれば、もう一歩踏み込んだものが必要なのではないかと思います。

最後に、文科省さんの中で、性的マイノリティーの子供たちの理解を広げるというのがあったかと思うのですが、幾つか、例えばLGBTの方々ですとか、神奈川県などは共生社会ということで、外国につながる方たち、ルーツを持つ子供たちとか住民の方々の暮らしを支えるというのにずっと取り組んで来ているのですけれども、そうした方々ですとか、ほかにホームレスの方なども自殺のリスクが高いという研究がございますので、こうした個々の規模としてそんなに大きくないかもしれないけれども、さまざまなマイノリティーの方たちが自殺のリスクを多く抱えていると思っていて、できたら、こうしたさまざまなマイノリティーの方々への取り組みの中に自殺対策という観点がどれぐらい入っているのかということも、次回以降教えていただけるといいなと思っています。

私からは以上です。

○本橋座長 ありがとうございます。

では、坂元構成員、お願いいたします。

○坂元構成員 私からは、警察庁の調査で、自殺のデータというものはあるのですけれども、例えば人口動態で死亡を見ていると、皆様方よくマスコミ等で報道されるのは、現在日本人は病院で8割が死んで自宅で2割が死んでいるという、大まかな統計が出ると思うのです。例えば毎年100万の人が、高齢者も含めて亡くなると思いますが、20万が自宅で死んでいるというのは極めて不自然な数字だと思います。私も一回調べてみたのですけれども、自宅での看取りというのはまだかなり少なく、事故も除くと死因が不明というのが数としてかなりあるのです。その不明の部分、例えば私どもの消防、救急の職員に聞くと、明らかに餓死みたいな形とか、いわゆる自宅で誰にも助けを求めずに困窮の末の死、明らかに積極的な自殺ではないけれども、そういう統計上の不明な死というのも自殺の予備軍という形で調査しないと、本当の自殺の実態というのがわからないと思います。積極的に自殺した者だけではなくて、そういうかなり不明な孤独死群というのは、いろいろな死因を

差し引いてくるとかなりな数が出てくると思うのですね。やはりそこにも目を向けて、そこに対する対策、つまり、そういう人が何で死に至ったのかという対策も必要なのです。そういう統計上不明な孤独死というのはかなりあるはずなのですが、その実態が明らかになっていないということは、私はそこも調べる必要があるかなと思います。

1つは、監察医制度がしっかりあるのが東京都で、それ以外の都市になると財政難からどんどん制度から引いてしまったり、死因の実態というのがかなり不明な部分があるということをもう一度しっかり目を向けて調べるべきだと私は思っております。

以上です。

○本橋座長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○朝比奈構成員 中核地域生活支援センターがじゅまるの朝比奈と申します。千葉県独自の事業として実施されている対象を限定しない総合相談で仕事をしてまいりまして、現在ではよりそいホットラインの企画運営や生活困窮者支援にも携わってきております。

何点か、これまで出てきた意見とも重なりますが、現時点で見えている状況だけではなく、見えていない状況にどうやって注意を向けるかという観点も必要だと思っております。具体的には、先ほど鈴木さんから御指摘がありました、10代後半、20代の若年層で、このあたりについてはなかなか相談にも結びついていない、全国的生活困窮者支援でも年代的にはニーズがあることが想定されても顕在化していない、社会化されていない状況があると思っております。

例えば子育てや親の介護などの家族の問題などを抱えた場合には、問題が社会化されやすいのですが、家族を頼れない単身の10代後半から20代、場合によっては社会的養護のその後などの年代については、まだニーズが取り上げられていなくて、全体として見ると、社会的な支援も非常に手薄になっていると思っております。現場で相談に当たっておりますと、手首にすさまじい自傷の痕を持っているような若者たちにたくさん出会ってきておりますが、そのあたりがどのように自殺対策の課題として出てくるのか、出てこないのかということに問題意識を持って発言をさせていただこうと思っております。

○本橋座長 どうもありがとうございました。

堀井構成員、お願いします。

○堀井構成員 日本いのちの電話連盟の理事長をやっております堀井と申します。

お話をいろいろとお伺いしていますが、私どもは全国で49センター52の電話で年間70万件ぐらい電話相談を受けさせてもらっていますが、なかなかつながらないので、つながりやすくするのにどうするかとか、子供さん達の電話相談、チャイルドラインなどがありますが、いのちの電話を利用する若者は少ないのでどうするかとか、いろんな工夫をしています。その一つとしてかかりやすくするために番号を告知した人だけの電話をお受けすることにしようということで、この6月から試行しましたら、18回に1回ぐらいしかつながらなかったのが、6回に1回ぐらいつながるようになりました。それから、若い人達

の相談に対しては、先ほど言われましたけれども、インターネット相談を今年度から連盟が責任を持ってやるようになりましたし、今後、インターネット的なものが若者にはいいのではないかということで、できればチャット相談の可能性も探してみたいということで、来年度から計画させてもらったりしています。

それから、各地の震災とか災害に対しても、東日本大震災に対しては震災ダイヤルを設けさせてもらいましたが、今年も熊本地震に対してフリーダイヤルを設置させていただいて、約10センターで協力させてもらっております。

そういうことを考えておりますと、先ほども話題になりましたけれども、若者からの電話相談などで、例えばこういう工夫をしたけれどもというようなお話はありますが、その結果がどうなのかというお話がないのですね。例えば15ページの(10)の「より相談しやすい体制を確立し」ということで、このようにされているのですが、この結果はどのようなのだろうか、出ているのかもしれませんが、詳細が記されていないのでわからないのです。そういう経過の話を入れたものをいただくと、ありがたいと思いました。

それから、私どもは各センターが学校などへ自殺予防の講演に行ったり、地域の民生委員の会とか、保護者の会とか、自殺に関する話をしてほしいと言われてたら、出前で行くのですが、そういうゲートキーパー関連の団体さんとの交流はしていこうと思っているのですが、その辺のデータがもしありましたらお示しいただきたいと思います。私は横のつながりが大事だと思うので、各省庁の御報告はあるのですが、そういう横のつながりがより見えるような報告もあってくれたらいいなと思いました。

最後に、自殺対策の数値目標をお聞きしまして、一応達成したと。これはすごいなと私は思うのですね。私もいのちの電話をやっていて、いのちの電話であなたたちは役に立っているのかと時々言われたり、自分たちで見直しをしたりするのですが、本当に3万人以上が14年間も続いていたのが2万4,000人台になっている。この評価はどこでどのようにされているのか。達成しているのだから、何か意味があって、何が一番有効だったのかとか、その辺が目に見えるような、あるいは推測でもいいと思うのですが、実際の評価というのはなかなか難しいと思います。しかし、そういうのを一応しておかないと、今後、これが役に立ちそうだ、これがこうだったようだということを今後の自殺対策として利用していくようにするべきだと私は思います。各省庁はいろんなことをされてきていますので、その辺をエビデンス風に評価できるような方策を考えていただきたいと思いました。

以上です。

○本橋座長 どうもいろいろと御指摘ありがとうございます。

生越構成員、お願いします。

○生越構成員 日弁連の生越です。

私から大きく3つ、私の意見も含めて述べさせていただきたいと思います。

まず、1つ目ですけれども、医療と社会的な資源等の関係をどうするかということです。私は恐らく何百という精神科のカルテを仕事上読んできました。その中で、ドクターが最

初に家庭に問題があるとか、借金を抱えているとか、仕事がきついということを経験されるわけですね。もちろん治療という目的が最優先されるべきですし、ドクターには守秘義務があります。ただ、多くの場合、社会的な資源とつながることなく亡くなってしまいます。そして、カルテの最後は亡くなると警察からの連絡がカルテに書かれるのです。どこどこ警察から電話がありましたと。自死された方のカルテは、それで終わるカルテがほとんどなのですね。

ですから、医療と、我々弁護士や福祉の取り組み等の社会的な資源を、具体的にどのようにつなげていくかということを経験していただければと思います。

2つ目は、労働の話です。これも五十嵐先生がおっしゃいましたけれども、昨今、過重労働が非常に問題となり、過労死に関する法律も出てきたところですが、業務起因性がないと、つまり、仕事が原因だと証明されなければその枠の中に入らない可能性があるのです。ですから、もうちょっと上流で業務起因性のあるなしにかかわらず、労働者が健康に働くためにはどうすればいいのか。そのためには当然、企業側のインセンティブも必要だと思いますし、では、インセンティブが働かないところはどのようにして働かないのかということに関しても、細かい議論が必要なのではないかと思っています。

あと、最後、3つ目、遺族支援の問題なのですが、これは非常に困っていることが2つありまして、この場をかりて意見を述べさせていただきます。まず、第1に、警察庁の方から遺族に対する心情の配慮というお話がありましたが、鉄道の問題で、警察が実名を発表した結果、実名報道されているパターンがあるのです。そうすると、最近インターネットにニュースが流れるので、実名がインターネット上に残ってしまうわけです。特に未成年の鉄道の事故の場合はなぜか公表する傾向にあると思われまして、そうすると、自死遺族の方もはすごい精神的苦痛を受けます。しかも、一回報道されるとインターネットに拡散しますから、一個一個サイトやブログに対して、弁護士名義で内容証明とかを送って潰していくわけですが、最終的に検索サイトに残ってしまいます。しかし、検索サイトは、基本的に訴訟をしないと消してくれませんが、訴訟をしても日本の裁判所の命令で削除できるかという問題もあります。そういう問題がありますので、亡くなった方の実名を警察が実名で公表することについては、極めて慎重な判断が必要ではないかと考えています。

第2に、自死遺族の支援の中で、心理的瑕疵物件の問題が記載されているのですが、これはむしろ国土交通省の問題ではないかと思うのです。つまり、国土交通省のほうで、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」というのを出していると思います。このガイドラインの中で、賃貸物件を明け渡すときに大家さんと賃借人との間でどのような費用負担をするかという問題について定めています。なかなか逸失利益の部分については難しいと思いますが、心理的瑕疵があったということで、フローリングを変えてくれとか、システムキッチンを入れかえろとか、こういう話は原状回復の問題だと思っておりますが、実は、現状回復の問題で、実務上、請求金額がどんどん高くなるのです。そう

いう観点からいいますと、国土交通省のほうもこの問題に関しては真剣に取り組んでいた  
だきたいと思っております。

以上です。

○本橋座長 ありがとうございます。

最後になりますが、南構成員、一言何か御意見いただければ。

○南構成員 読売新聞の南でございます。

この自殺対策の問題に関して、期せずしてというか、大変長いこと政府の検討会に参画  
させていただいてまいりました。そのことを今、思い出しながら皆様のおっしゃることを  
伺ってございましたけれども、最初、3万人を超えたということで、厚労省の精神保健課の  
もとにメンタルヘルスという観点からこの問題をどうするかということから検討が始まり  
ました。その先で、心の問題だけではないだろうということで、内閣府に場を移し、本当  
に幅の広い自殺対策、というよりは、社会全体で生きる支援をする、というような考え方  
で、本当に多くの議論を、おそらく議論できることはかなり尽くしてきたのかなと思っ  
ておりました。

今回、進捗を見ながら大綱を見直すということで、厚労省の援護局のもとに会議が構え  
られたわけですが、ブレークスルーする方策というか、何かを実行しないといけない、と  
いうことだと思えます。数の明らかな減少があったとはいえ、今、皆様方が御指摘なさ  
ったようなことが、まだたくさんやり残されているということになるわけです。この先会議  
をどのように進めていくのかなということを漠然と考えておりました。

各行政官庁の御報告を伺っておりますと、できることはそれぞれに多くのことがされて  
きたことがわかります。ただ、施策の結果がどうなったのかとか、数が減ったことをどう  
評価するのか、などまだできていない課題もあるということです。この先でやることとし  
ては、横断的なこと、内閣府の会議の続きになるのかもしれませんけれども、施策と施策  
がうまくつながって、また官民挙げてできるのかとか、これまで以上に連携の効果を高め  
るということでしょうか。漠然と思いついたことを申し上げましたが、生きる支援、自殺  
の防止、そのどちらにも広くかかわっているのが、この社会に根づいたネットの問題とい  
うのは非常に大きいものがあると思えます。自殺を考えている人の肩を押すのともどめる  
のも、ネットの中の情報である場合が多く、ネット社会の問題が色濃く自殺にかかわっ  
ている気がいたします。私も情報にかかわる仕事なので、そういうことを日ごろ感じており  
ますし、そういうところで改善できることはないのかということもこの会議を通して考え  
たいと思えます。

さいごに、大きな問題として残るのは若年という問題です。

今後も、情報という立場から考えることをいろいろ発言させていただきたいと思えます。  
よろしく申し上げます。

○本橋座長 どうもありがとうございます。

きょう御出席の全ての構成員の方々から御意見をいただくことができました。

時間の関係もあり、実はもう少しインタラクティブにいろいろ質疑応答があったほうがいいかなと思ったのですが、大変私の不手際で、皆様から御意見を拝聴したということでございます。

次回、恐らく後で参事官のほうからありますけれども、個別の論点についてもう少し議論していくという形になりますので、本日の構成員の皆様方の御意見を踏まえて、次の論点整理のところでもまた議論が進められるのではないかと思います。

一応時間も差し迫っております、皆様方から御意見をいただきまして、予定されていた議事は終了いたしましたので、事務局のほうから連絡事項をお願いいたします。

○厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当） 本日はありがとうございました。

次回ですけれども、年末となりますが、12月26日月曜日の本日と同じ午後4時からを予定しております。

今回は、本日構成員の方々からお求めのあった資料について、できる限りそろえまして、また、論点の案といったものを御提示させていただければと考えております。なお、資料の準備ができましたら、事前に皆様方にお送りしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○本橋座長 それでは、皆様の御協力によりまして、時間内に終わらせることができました。時間が参りましたので、本日の検討会はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。